

## 心配ごと・悩みごとをひとりで抱えていませんか？ ～民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください～

民生委員・児童委員は、あなたの身近な相談相手として、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

### ● 住民の立場に立って、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。

### ● さまざまな相談に応じます

地域に暮らす身近な相談相手として、医療や介護、子育ての不安など、住民のさまざまな相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」になります。

### ● 安心してご相談ください

民生委員・児童委員には民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。

民生委員制度は平成29年に100周年を迎える歴史と実績を有する制度です。

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。時代に先駆け、さまざまな福祉課題を明らかにするとともに、社会的な課題改善のための全国運動に取り組み、その後の福祉施策の充実に貢献してきました。

※担当地域の民生委員・児童委員の名簿は、広報なごみ1月号に掲載しています。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

## 4月から平成29年度臨時福祉給付金の 受付が始まります

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対して、臨時的な措置として「臨時福祉給付金（経済対策分）」を支給します。

### ● 支給対象となる人

次の（1）～（3）に当てはまる人が臨時福祉給付金の支給対象となります。

（1）平成28年1月1日時点で和水町に住居登録されている人

（2）平成28年度分の住民税が課税されていない人

ただし、住民税が課税されている人に扶養されている人は除きます

（3）生活保護などを受給していない人

### ● 支給額

支給対象者1人につき15,000円（支給は1回のみ）

### ● 申請方法

4月中旬頃に、臨時福祉給付金の対象になると思われる世帯へ申請書をお送りします。



カクニンジャ

詳しくは、広報なごみ4月号に掲載いたします。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

## 高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種の助成は、 3月31日（金）までです

高齢者肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぎます。

1 対象者（(1)または(2)に当てはまる人、対象者には事前に予防接種の案内を送付しています）

(1)下表の年齢の人

年 齢	生年月日
65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
85歳	昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日生
90歳	大正15年4月2日～昭和 2年4月1日生
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生
100歳	大正 5年4月2日～大正 6年4月1日生



(2)和水町に住居登録がある60歳以上65歳未満で、

①心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人

②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

※過去に、高齢者肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）を接種されたことがある人は対象外です。

2 接種回数 1回

3 接種期限 3月31日（金）

4 予 診 票 対象者には、平成28年3月末に送付しています。紛失された人やお手元にない人は、本庁健康福祉課までお越しください。

5 助 成 額 5,000円（助成額を超えた分は、自己負担になりますので、超えた分を医療機関にお支払いください。）

※生活保護世帯の人は、事前に配布した費用負担軽減確認書を持参すると、接種料金は無料です。

6 実施医療機関 玉名郡市、山鹿市、熊本市北区植木町の医療機関に各自予約のうえ、同封の予診票に必要事項を記入し受診してください。実施されていない医療機関もありますので、事前にご確認ください。できるだけ、かかりつけの医療機関で接種することをおすすめします。

※上記以外（県内に限る）のかかりつけ医療機関で接種する人は、一旦全額支払ったあと、償還払いの手続きが必要になりますので、予防接種後、健康福祉課までお越しください。

【参考】手続きに必要なもの：予診票（原本）、接種済証、領収書、通帳、印鑑

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724